

令和 8 年 度
第 1 回 総 合 教 育 会 議
会 議 録

令和 8 年 8 月 1 9 日開催

会 議 録

開催日時		令和8年8月19日（水）午後3時00分 開会 午後3時27分 閉会	
場所		旭川市役所 総合庁舎7階 大会議室 C	
出席者	構 成 員	市長 今津 寛介、教育委員会教育長 和田 英邦 教育長職務代理者 伊東 義晃、教育委員 山崎 與吉 教育委員 坂田 葉子、教育委員 鎌本 かおり	
	事 務 局	総合政策部長 三宅 智彦 総合政策部次長 高橋 慶太	
	教育委員会	学校教育部長 坂本 考生 学校教育部次長 小島 浩吉志 教職員課長 山下 聡司 教職員課主幹 中山 秀則	
	市長部局	いじめ対策監 石原 伸広 こども安心課長 田上 裕隆	
	傍聴者	0人	
公開・非公開の別		公開	
会議次第		1 「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第3期）」の改訂について 2 いじめから子どもを守る首長連合について 3 その他	

内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
総 合 政 策 部 長	《 開 会 》 これより、令和 8 年度第 1 回旭川市総合教育会議を開会いたします。今年度 4 月から総合政策部長となりました三宅と申します。よろしくお願いいたします。 はじめに本日の資料について確認いたします。 配付資料については、次第が 1 枚、そのほか、事前に御配付しております資料が資料 1 から資料 5 まであります。 不足等はございませんでしょうか。 それでは、開会に先立ちまして、まず、市長より御挨拶を申し上げます。
市 長	皆様大変お疲れさまでございます。

会 議 録

	本日は、お忙しい中、教育委員の皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 今回は、令和 6 年 1 2 月以来の開催となります。 この間、本市が経験した重大ないじめ事案につきましては、この会議でも協議してきたところではありますが、当時 1 4 歳であった廣瀬爽彩さんが遺体で発見された日から 5 年を経た本年 3 月 2 6 日、御遺族と本市との間で和解が成立いたしました。改めて、亡くなられた廣瀬爽彩さんに深い哀悼の意を表します。この和解を一つの節目として、二度と同じことを繰り返さないという決意を新たにしたところでもあります。 さて、本日の会議では、「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第 3 期）」の改訂と、「いじめから子どもを守る首長連合」について、御協議いただきたいと考えております。 いずれも、子どもたちが安心して学び、健やかに成長することができる環境づくりに関わる大切な議題でありますので、忌憚のない御意見をいただき、「旭川モデル」の一層の推進につなげてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
総 合 政 策 部 長	それでは、旭川市総合教育会議運営要綱第 3 条に基づき、ここから先は市長に進行をお願いします。
市 長	それでは、はじめに「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第 3 期）」について説明をお願いいたします。
学 校 教 育 部 長	教育委員会から、「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第 3 期）」の改訂について報告をいたします。 資料 1 を御覧ください。 平成 2 9 年、国から「学校における働き方改革に係る緊急提言」がなされ、北海道教育委員会では、平成 3 0 年に「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」が策定されています。これを受け、本市でも、平成 3 1 年に「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」を策定し、現在は、令和 8 年 3 月に改訂した第 3 期プランに基づき、取組を進めています。 次に、これまでの取組状況についてです。 重点取組 1 では、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備として、ＩＣＴの活用による校務の効率化や、特別支援教育補助

会 議 録

	指導員など専門スタッフの配置を進めています。 重点取組２では、部活動に関わる負担軽減です。 指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、１６校に部活動指導員を配置し、休養日の実施に加え、部活動の円滑な地域移行に向けて、市長部局と連携した取組も進めています。 重点取組３は、勤務時間を意識した働き方と学校運営体制の改善です。 今年度は、道教委の事業を活用して、中学校２校に教頭マネジメント支援員を配置し、教頭の業務縮減について、具体的な実践と他校への還元にも取り組んでいます。 重点取組４では、研修を通じて、ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方に加え、長期休業中における学校閉庁日や定時退勤日の設定による、有給休暇の取得を促進しています。 重点取組５では、全校でストレスチェックを実施し、メンタルヘルスの不調の未然防止に取り組んでいるほか、共同学校事務室を設置し、事務の標準化や効率化などを進めています。 次に、資料２を御覧ください。 令和７年６月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部が改正され、サービスを監督する教育委員会は、国が定める指針に即して、教職員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定め、公表すること、更には、総合教育会議へ報告することが義務付けられました。 実施計画は、国の指針を既存プランに盛り込むことも可能としており、本市の第３期プランを、「北海道アクション・プラン」にならい、令和８年３月に改訂しています。 国からは、実施計画を作成する上でのポイントが示されています。 一つ目は計画の位置付けです。 働き方改革は、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちにより良い教育を行うことが重要です。 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など全ての関係者が、その権限と責任に基づき、連携して取組を実施するものとされています。 二つ目は、実施計画の策定と目標です。 計画を策定することで、地方公共団体と連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげることとし、国では、令和１１年度までに時間外在
--	---

会 議 録

校等時間について、1 か月平均 30 時間ほどに削減し、80 時間を超える教育職員を早急になくすこと、また、1 年間では 360 時間以内、1 か月の時間外在校等時間が 45 時間を超える者をゼロにすることを目指すとしております。

三つ目は、教育委員会が講ずべき措置です。

国から示された具体的な取組内容は、2 点あります。

1 点目は、学校と教師の業務の 3 分類です。

資料 3 を御覧ください。

これまでも、学校・教師が担う業務に係る 3 分類に基づき、役割分担や、適正化に取り組み、働き方改革を進めてまいりました。

近年の学校や教師を取り巻く状況を踏まえ、下段の表の白抜き丸数字の項目が新たに付け加えられるなど、3 分類の内容がアップデートの上、国の指針に位置付けられました。

教育委員会は、これに基づき、役割分担の見直しに向けて、地域の実情に応じた運用に努めることとされています。

2 点目は、学校業務の適正化です。

年間授業週数の実態に応じた 1 日及び 1 週間当たりの授業時数の平準化や学校行事の精選、デジタル技術を活用した校務の効率化、留守番電話の設置など、教育委員会が講ずべき措置が具体的に示されています。

次に、旭川市の教職員の超過勤務の現状です。

資料 4 を御覧ください。

全教職員の時間外在校等時間については、令和元年度と昨年度を比較すると、月平均で小学校は約 4 時間半減の 24 時間 19 分、中学校は約 6 時間減の 28 時間 45 分であり、いずれも年度当初が多くなっています。月 45 時間を超える教職員の割合は、減少傾向にあるものの、小学校で約 13 %、中学校で約 23 %となっており、職種別では、教頭の 60 %以上が月 45 時間を超えております。

最後に、課題と今後の取組の方向性についてです。部活動の地域移行については、指導者や活動場所の確保、保護者の経済的負担の軽減など、解決すべき様々な課題があり、市長部局と連携しながら、取組を進めてまいります。

専門スタッフの配置や学校プールといった施設管理などでは、人材や財源の確保を念頭に置き、効率的な運用に向けた検討が必要となります。教職員の健康管理では、産業医の配置も含めて、体制整備の充実を図ることも必要です。引き続き、法改正や政策の動向に注視し

会 議 録

市 長	ながら、国や道に対し、必要な財政措置などを働き掛けるとともに、教職員の勤務実態を的確に把握し、「学校と教師の業務の３分類」を踏まえ、「働きやすさ」と、「働きがい」を両立し、子どもたちにより良い教育を行えるよう、各種施策の改善と充実に努めてまいりたいと考えております。 ただいま、説明がありました、「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第３期）」の改訂について、委員の皆様から補足はありますでしょうか。 坂田委員お願いします。
坂 田 委 員	教職員のメンタルヘルスについて、先月、精神疾患により離職した全国の公立小中高校の職員が過去最多を更新したとの報道がありました。市内でも、様々な業務でストレスを抱えている教職員が一定数いると思います。 超過勤務が月４５時間を超えると、健康障害のリスクが高まると言われていますが、本市の教職員のうち、小学校で約１３％、中学校で約２３％が月４５時間以上の超過勤務を行っている状況です。健康な心身を保つためには、時間外労働の縮減と管理体制の更なる整備が重要と考えております。 既にストレスチェックを毎年実施され、休職リスクの早期把握に努めていますが、過重労働による健康被害の防止のため、産業医を活用し、面接指導を実施するなど、更なる健康管理の充実を図る取組を進めていくことも必要と感じています。 一般企業では、５０人以上従業員がいる企業では、必ず産業医の配置が義務付けられております。 しかし、旭川市立の小中学校では、一つの学校で５０人を超えるところはありません。ただ、学校医の中には、産業医の資格を持っている人が非常に多いため、複数校まとめた健康管理も可能かと思えますので、検討をお願いしたいと思えます。
市 長	ほかには、いかがでしょうか。 鎌本委員お願いいたします。
鎌 本 委 員	部活動の地域移行や地域連携についてです。 先ほど、資料の取組の中に、教職員の部活動指導の負担軽減のお話

会 議 録

市 長	がありました。 部活動については、放課後や休日に顧問の先生方から献身的に指導していただいております、保護者の1人として、日頃より感謝しております。 これまで、部活動指導員が配置拡充されてきたことにより、特に休日の指導において、教職員の負担が軽減されたと伺っております。一方で、一部の学校や競技に限られており、またそのほか、指導者としても力を尽くしたいと考えている教職員もいるという話も聞いています。そのためには、必要な予算や指導者の確保において、更なる充実が必要だと考えています。 国の方針により、令和9年9月以降、部活動の地域展開が順次進められます。令和13年度末までに、原則、全ての部活動を廃止し、地域展開するとの考え方も示されています。市と教育委員会が連携するとともに、私は、各競技の協会とも連携していただけることが望ましいと思っております。関係者と連携の上、教職員の働き方改革につながる取組を進めていっていただきたいです。 ほかにございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 次に、「いじめから子どもを守る首長連合」について、説明をお願いいたします。
い じ め 対 策 監	いじめから子どもを守る首長連合についてです。 昨年、教育委員会の協力を得ながら取り組みました、中核市市長会の「子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクト」を更に発展させ、情報の共有や国への要望等に市区町村長が連携して取り組む、首長連合について発足いたしましたので、その報告と現状、そして教育委員会との連携協力をお願いをさせていただきたいと存じます。 それでは、資料5の1ページをお開きください。 「いじめから子どもを守る首長連合」につきましては、令和8年5月20日に中核市市長会の「子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクト」に参加されていましたが市長のうち13人の市長が参加し発足いたしました。同日に開催しました発足式兼総会におきまして、9名の市長が参加をし、役員の選定や令和8年度の活動方針などについて協議いたしました。なお、資料にありますとおり、今津

会 議 録

	市長が初代の会長に就任しており、旭川市が首長連合の事務局を務めます。 現在、他の自治体にも参加の呼びかけを行っており、本日時点で18の自治体に参加しております。 続きまして、次ページをお開きください。首長連合の活動についてです。主な活動としましては、参加自治体の取組、例えば、先進的な、ユニークな取組などを首長連合のホームページに掲載し、他の自治体の参考となるよう紹介してまいります。 なお、令和8年7月31日に開設しました首長連合のホームページの URL や二次元コードを資料に掲載いたしましたので、お時間があるときに御覧いただければと思います。 次に、年1回程度、首長向けや職員向けの勉強会、研修の開催を予定しております。教育委員会の職員や学校の教職員向け研修会の開催の際には積極的に御参加いただけるよう御協力お願いいたします。 次に、文部科学省やこども家庭庁への提言・要望の提出についてです。いじめ防止対策や不登校対策の充実のための制度改正や財政措置、人員配置などについて各自治体と連携・協力しながら国等に対し、提言・要望してまいります。 次ページになりますが、6月9日には、松本文部科学大臣を7名の市長で訪問し、首長連合の設立の報告や各市の取組の説明などを行ってまいりました。松本大臣からは、「文部科学省としても今まで以上に連携し、いじめ根絶に向けて共に取り組んでいきたい。」などの話がありました。 今後も、文部科学省やこども家庭庁などに提言や要望の際には、教育委員会に御意見などをいただきながら、教育委員会、学校現場の声、思いなどを提言書、要望書に反映させていただきますので、御協力よろしくをお願いいたします
市 長	ただいま、いじめ対策監から説明がありました。 委員の皆様から御発言など、ございますでしょうか。 山崎委員お願いします。
山 崎 委 員	いじめからこどもを守る首長連合につきましては、今津市長が初代会長となり発足されたとのことで、並々ならぬ御尽力への敬意を表します。

会 議 録

市 長	子どもたちを取り巻く課題は様々であり、他の自治体の取組を共有することは、とても大切なことだと思います。 また、勉強会や研修により、教員の意識が向上することも、子どもを守る関係者にとって、大変意義深いものと考えます。 首長連合の活動を通じて、子どもたちの安心安全な環境が整備されることに、大変期待しています。 今後も、市長部局と連携し、子どもを守るための環境づくりをしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 そのほかございますでしょうか。 伊東委員お願いいたします。
伊 東 委 員	まずは、いじめ、不登校対策という難しい問題に、今津市長がリーダーシップを発揮され、積極的に取り組んでいただいていることに対し、お礼を申し上げます。 学校の教育活動を進めるに当たりまして、子どもたちが、毎日楽しいという思いを持って学校に来てくれることが、何より重要だと思っています。 しかしながら、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであります。 現場の教職員は、いじめは絶対に許されないとの強い意識を持ち、指導に当たっておりますが、いじめの解決に向けては、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む必要があります。 対応の困難性を増しているいじめ案件に対処するため、スクールロイヤーによる法務相談体制の構築や不登校対策に係る人材確保や施設整備には、財政負担が生じることから、首長連合の皆様には、引き続き国への支援要望を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。
市 長	ほかに御意見は、よろしいでしょうか。 貴重な御意見をそれぞれ頂戴いたしましてありがとうございます。 まず、「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第3期）」の改訂についてであります。私も同年代の小中学校の先生がたくさんおりますし、また、4人の子育てをして、その間、学校の先生方とお話させていただきました。その中で、やはり旭川市の様々な子育てに対

会 議 録

する対応が、若干、他の地域より遅れている、何とかしてほしいという声を聞いて、例えば医療費の無償化、それから小学校の給食費の無償化などを実現したところです。

また、部活動の地域移行や働き方改革を進めてほしいとの声を聞いており、今回、改めて資料を拝見しましても、先生方に時間外在校等時間があることを認識いたしました。

また、今回は業務に係る３分類ということで、わかりやすく説明をいただいたところであり、専門スタッフの配置や部活動の地域移行も含めて、市としてもしっかり支えていく必要があると思っておりますので、国や道への働き掛けも含め、教育委員会におかれましても、市長部局と連携しながら、着実に取組を進めていただくようお願いいたします。

坂田委員からは産業医に係り、大切な視点をいただきました。健康管理に向けた取組をしっかりと進めていきたいと思います。

鎌本委員からは、競技団体との連携も必要という意見をいただきました。おっしゃるとおりだと思いますので、いろんなスポーツ団体と連携した上で取組を進めていきたいと思います。

次に、いじめから子どもを守る首長連合についてであります。

そうそうたる一長の皆様が参加いただいているところであり、恐縮でありますけども、会長に就任させていただきました。

冒頭にもお話ししました廣瀬さんの件について、私が市長に就任してすぐにいじめの問題をどのように解決するか、再発防止を進めていくかという中において、まず、どこに相談してよいかわかりませんでした。それは、私だけではなく、同様にいじめ問題に関心を持っていらっしゃる、あるいは御苦労された首長がたくさんいらっしゃるということがわかり、まずは情報共有プラットフォームをつくってこうと、そして、いじめ対策や不登校対策を行うに当たっては、財源も必要になってきますし、様々な制度の設計も必要になってきます。

そういった声を他の首長と連携し、伝えていこうということから、今回、「いじめから子どもを守る首長連合」を発足させていただいたところであります。

山崎委員、伊東委員からもありがたいお言葉を頂戴したところでありますが、私自身、会長として、各自治体の皆さんと連携をして、悲しい出来事を二度と繰り返さないため、それは様々な経験をした旭川市だからこそ、しっかり取り組んでいく責任があると思っています。今後も引き続き、御指導賜りますようお願いいたします。

会 議 録

教 育 長	和田教育長から御発言があればお願いいたします。 本日は、教職員の働き方改革と、「いじめから子どもを守る首長連合」の発足について、意見交換をさせていただきました。 教職員の働き方改革については、教員が子どもたちと向き合える時間を十分に確保できるよう、学びの環境を充実させると同時に、教員一人一人が「働きがい」を実感できる取組を進めることが重要であります。 このため、教育委員会といたしましては、働き方改革推進プランに基づき、改正された給特法の趣旨を踏まえ、学校現場や教員の勤務実態も適切に把握し、創意工夫に努めながら、取組を着実に推進していく考えであります。 また、不登校児童生徒が本市においても増加しており、昨年度から開設している校内教育支援センターについては、今年度も拡充に御理解をいただき、感謝を申し上げます。現在検討を進めている学びの多様化学校の設置と併せて、いじめや不登校対策の充実には、人材や財源の確保が必要となります。 このたび、「いじめから子どもを守る首長連合」が発足されたことは、先駆的な取組を日常的に共有し、速やかに実践に移せる契機となるだけでなく、国に対し、支援制度の創設や充実を働き掛ける上でも、大変意義深い取組であり、教育委員会といたしましても、施策の推進を強力に後押ししていただけるものと、心強く感じております。引き続き、市長部局と連携を図りながら、いじめ・不登校対策をはじめ、教育環境の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
市 長	議題の最後、その他であります。全体を通して御意見等がありますか。 (意見なし) それではないようですので、進行を事務局に戻します。
総 合 政 策 部 長	それでは、以上をもちまして旭川市総合教育会議を閉会いたします。

会 議 録

	本日はありがとうございました。 《 閉 会 》
--	--